

条の四第八項の契約に係る契約書（以下この節において「移転契約書」という。）と、第二百五十条第一項中「第百三十五条第一項（第二百十條第一項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二百七十條の四第八項」と、「第二百六十八條第一項又は第二百七十條第一項」とあるのは「第二百七十條第一項」と、「同条第三項に規定する救済保険会社」とあるのは「当該破綻保険会社が会員として加入している保険契約者保護機構」と、同条第四項中「第百三十五条第一項」とあるのは「第二百七十條の四第八項」と、第二百五十二条中「第百三十五条第一項（第二百十條第一項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。」とあるのは「第二百七十條の四第八項」と、「第百三十五条第一項に規定する移転先会社」とあるのは「加入機構」と読み替えるものとする。

（保険契約の引受けに係る保険特別勘定への繰入れ等）
第二百七十條の五（略）

2 加入機構は、前条の規定により保険契約の引受けをしたときは、当該保険契約の引受けに係る破綻保険会社につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した残額に相当する金額を、一般勘定から当該破綻保険会社について設けた保険特別勘定に繰り入れるものとする。

一 当該破綻保険会社に係る補償対象契約に係る特定責任準備金等の額に、当該補償対象契約の種類、予定利率その他の内容等を勘案して内閣府令・財務省令で定める率を乗じて得た額

）とあるのは「第二百七十條の四第八項」と、「第二百六十八條第一項又は第二百七十條第一項」とあるのは「第二百七十條第一項」と、「同条第三項に規定する救済保険会社」とあるのは「当該破綻保険会社が会員として加入している保険契約者保護機構」と、同条第四項中「第百三十五条第一項」とあるのは「第二百七十條の四第八項」と、第二百五十二条中「第百三十五条第一項（第二百十條第一項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。」とあるのは「第二百七十條の四第八項」と、「第百三十五条第一項に規定する移転先会社」とあるのは「加入機構」と読み替えるものとする。

（保険契約の引受けに係る保険特別勘定への繰入れ等）
第二百七十條の五（略）

2 加入機構は、前条の規定により保険契約の引受けをしたときは、当該保険契約の引受けに係る破綻保険会社につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した残額に相当する金額を、一般勘定から当該破綻保険会社について設けた保険特別勘定に繰り入れるものとする。

一 当該破綻保険会社に係る補償対象契約に係る特定責任準備金等の額に、内閣府令・財務省令で定める率を乗じて得た額

二 (略)

3・4 (略)

(機構が保険業を行う場合のこの法律の適用関係)

第二百七十条の六 (略)

2 機構が前項の規定により保険業を行う場合におけるこの法律の適用については、次に定めるところによる。

一 第九十七条、第九十七条の二第一項及び第二項、第九十八条、第二編第五章(第九十九条、第一百十三条及び第一百四十四条を除く。)、第二百二十三条から第二百二十五条まで、第三百十一条、同編第七章第一節及び第三節、第二百七十四条の二並びに第三百九条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)(の適用については、機構を保険会社とみなす。この場合において、第九十七条第一項中「第三条第二項」とあるのは「第二百六十条第九項に規定する保険契約の引受けに係る同条第二項に規定する破綻^{てんぱん}保険会社」と、第九十八条第一項中「次に掲げる業務その他の業務」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる業務」と、第二百二十条第一項並びに第二百二十一条第一項及び第二項中「取締役会」とあるのは「保険契約者保護機構の理事長」と、第三百三十六条第一項中「又は社員総会(総代会を設けているときは、総代会)(以下この章、次章及び第十章において「株主総会等」という。)」とあるのは「社員総会(総代会を設けているときは、総代会)又は保険契約者保護機構の総会(第四百四十四条第二項及び第四百四十九条第一項において「株主総会等」という。)」と、第三百三十六条の二第一項中

二 (略)

3・4 (略)

(機構が保険業を行う場合のこの法律の適用関係)

第二百七十条の六 (略)

2 機構が前項の規定により保険業を行う場合におけるこの法律の適用については、次に定めるところによる。

一 第九十七条、第九十七条の二第一項及び第二項、第九十八条、第二編第五章(第九十九条、第一百十三条及び第一百四十四条を除く。)、第二百二十三条から第二百二十五条まで、第三百十一条、同編第七章第一節及び第三節、第二百七十四条並びに第三百九条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)(の適用については、機構を保険会社とみなす。この場合において、第九十七条第一項中「第三条第二項」とあるのは「第二百六十条第九項に規定する保険契約の引受けに係る同条第二項に規定する破綻^{てんぱん}保険会社」と、第九十八条第一項中「次に掲げる業務その他の業務」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる業務」と、第二百二十条第一項並びに第二百二十一条第一項及び第二項中「取締役会」とあるのは「保険契約者保護機構の理事長」と、第三百三十六条第一項中「又は社員総会(総代会を設けているときは、総代会)(以下この章、次章及び第十章において「株主総会等」という。)」とあるのは「社員総会(総代会を設けているときは、総代会)又は保険契約者保護機構の総会(第四百四十四条第二項及び第四百四十九条第一項において「株主総会等」という。)」と、第三百三十六条の二第一項中「移

「移転会社の取締役（委員会等設置会社等にあつては、執行役）」とあるのは「保険契約者保護機構の理事」と、「前条第一項の株主総会等の会日の二週間前から」とあるのは「第二百七十条の六第二項第一号の規定により読み替えて適用される前条第一項の保険契約者保護機構の総会の会日から」とする。

二 (略)

三 第百十四条の規定の適用については、機構を保険会社である株式会社とみなす。

3 (略)

(保険金請求権等の買取り)

第二百七十条の六の八 (略)

2 前項の買取りは、保険契約に係る支払のすべてを停止している期間内に、前項の保険金請求権等を、その保険金請求権等に係る債権者の請求に基づいて、補償対象契約の保険金その他の給付金の額に当該補償対象契約の種類、予定利率その他の内容、当該請求に係る保険事故が発生した時期等を勘案して内閣府令・財務省令で定める率を乗じて得た額（以下「買取額」という。）で買い取ることにより行うものとする。ただし、加入機構は、その買取りに係る保険金請求権等の回収をした場合において、当該回収によって得た金額から当該買取りに要した費用として内閣府令・財務省令で定めるものの額を控除した金額が、当該買取りに係る買取額を超えるときは、その超える部分の金額を当該保険金請求権等に係る債権者に対して支払うものとする。

転会社の取締役（委員会等設置会社等にあつては、執行役）」とあるのは「保険契約者保護機構の理事」と、「前条第一項の株主総会等の会日の二週間前から」とあるのは「第二百七十条の六第二項第一号の規定により読み替えて適用される前条第一項の保険契約者保護機構の総会の会日から」とする。

二 (略)

三 第百十四条の規定の適用については、機構を保険業を営む株式会社とみなす。

3 (略)

(保険金請求権等の買取り)

第二百七十条の六の八 (略)

2 前項の買取りは、保険契約に係る支払のすべてを停止している期間内に、前項の保険金請求権等を、その保険金請求権等に係る債権者の請求に基づいて、補償対象契約の保険金その他の給付金の額に内閣府令・財務省令で定める率を乗じて得た額（以下「買取額」という。）で買い取ることにより行うものとする。ただし、加入機構は、その買取りに係る保険金請求権等の回収をした場合において、当該回収によって得た金額から当該買取りに要した費用として内閣府令・財務省令で定めるものの額を控除した金額が、当該買取りに係る買取額を超えるときは、その超える部分の金額を当該保険金請求権等に係る債権者に対して支払うものとする。

3 (略)

(清算保険会社の資産の買取りの申込み)

第二百七十条の八の二 清算保険会社は、機構（当該清算保険会社がその会員であつたものに限る。）が当該清算保険会社の資産の買取りを行うことを、当該機構に申し込むことができる。

2 (略)

(清算手続等における内閣総理大臣の意見等)

第二百七十一条 裁判所は、保険会社等又は外国保険会社等の清算手続、破産手続、再生手続、整理手続、更生手続又は承認援助手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2 (略)

3 第二百二十九条第一項、第二百一条第一項、第二百二十七条第一項及び第二百七十二条の二十三第一項の規定は、第一項の規定により内閣総理大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。

(削る)

3 (略)

(清算保険会社の資産の買取りの申込み)

第二百七十条の八の二 清算保険会社（第百七十四条第九項に規定する清算保険会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、機構（当該清算保険会社がその会員であつたものに限る。）が当該清算保険会社の資産の買取りを行うことを、当該機構に申し込むことができる。

2 (略)

(清算手続等における内閣総理大臣の意見等)

第二百七十一条 裁判所は、保険会社の清算手続、破産手続、再生手続、整理手続、更生手続又は承認援助手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2 (略)

3 第二百二十九条第一項、第二百一条第一項及び第二百二十七条の規定は、第一項の規定により内閣総理大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。

(報告又は資料の提出等)

第二百七十一条の二の四 この章（第二百七十条の八の二及び第二百七十条の八の三を除く。）の規定の円滑な実施を確保するために求

第十一章 株主

(保険議決権保有届出書に関する変更報告書の提出)

第二百七十一条の四 保険議決権大量保有者は、一の保険会社の総株主の議決権の百分の五を超える議決権又は一の保険持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える議決権の保有者となった日の後に、前条第一項各号に掲げる事項の変更があった場合（議決権保有割合の変更の場合にあつては、百分の一以上増加し又は減少した場合に限る。）には、内閣府令で定めるところにより、その日から五日以内（保有する議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める日以内）に、当該変更に係る報告書（以下この条及び次条において「変更報告書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、議決権保有割合が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された議決権保有割合が百分の五以下

め、又は行う報告若しくは資料の提出又は立入り、質問若しくは検査に対する第二百二十八条、第二百二十九条、第二百条及び第二百一条の規定の適用については、第二百二十八条及び第二百二十九条中「子会社」とあるのは「子会社又は当該保険会社から業務の委託を受けた者」と、第二百条第二項中「同じ。」とあるのは「同じ。」又は当該外国保険会社等から業務の委託を受けた者」と、同条第三項及び第二百一条中「特殊関係者」とあるのは「特殊関係者又は当該外国保険会社等から業務の委託を受けた者」とする。

第十章の二 株主

(保険議決権保有届出書に関する変更報告書の提出)

第二百七十一条の四 保険議決権大量保有者は、一の保険会社の総株主の議決権の百分の五を超える議決権又は一の保険持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える議決権の保有者となった日の後に、前条第一項各号に掲げる事項の変更があった場合（議決権保有割合の変更の場合にあつては、百分の一以上増加し又は減少した場合に限る。）には、内閣府令で定めるところにより、その日から五日以内に、当該変更に係る報告書（以下この条及び次条において「変更報告書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、議決権保有割合が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された議決権保有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合その他の内閣府令で定める場合については、この限りでない。

であるものを既に提出している場合その他の内閣府令で定める場合については、この限りでない。

25 (略)

(保険持株会社の業務範囲等)

第二百七十一条の二十一 保険持株会社は、その子会社である保険会社及び次条第一項第二号の二から第十四号までに掲げる会社並びにこれらの会社以外の会社で同項又は同条第四項ただし書の規定による内閣総理大臣の承認を受けて子会社とした会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。

2 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百七十一条の二十二 保険持株会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

一・二 (略)

二の二 少額短期保険業者

三十一 (略)

十二 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該保険持株会社、その子会社（第一号、第二号及び第八号に掲げる者に限る。第五項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの）の行う業務の

25 (略)

(保険持株会社の業務範囲等)

第二百七十一条の二十一 保険持株会社は、その子会社である保険会社及び次条第一項第三号から第十四号までに掲げる会社並びにこれらの会社以外の会社で同項又は同条第四項ただし書の規定による内閣総理大臣の承認を受けて子会社とした会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。

2 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百七十一条の二十二 保険持株会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

一・二 (略)

(新設)

三十一 (略)

十二 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該保険持株会社又はその子会社の行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）

ためにその業務を営んでいる会社に限る。)

イ・ロ (略)

十三・十四 (略)

2、4 (略)

5 第一項第十二号の場合において、会社が主として保険持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものを行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

6 保険持株会社が、銀行若しくは長期信用銀行を子会社とすることにより銀行持株会社(銀行法第二条第十三項(定義等)に規定する銀行持株会社をいう。以下この項及び第二百七十二条の三十九第六項において同じ。)若しくは長期信用銀行持株会社(長期信用銀行法第十六条の四第一項(子会社の範囲等)に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下この項及び第二百七十二条の三十九第六項において同じ。)になろうとする場合又は銀行持株会社若しくは長期信用銀行持株会社である場合には、前各項の規定を適用せず、銀行法又は長期信用銀行法の相当規定の定めるところによる。

(保険持株会社に係る業務報告書等)

第二百七十一条の二十四 保険持株会社は、営業年度ごとに、当該保険持株会社及びその子会社その他の当該保険持株会社と内閣府令で定める特殊の関係のある会社(以下この款及び次款において「子会社等」という。)の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

イ・ロ (略)

十三・十四 (略)

2、4 (略)

5 第一項第十二号の場合において、会社が主として保険持株会社又はその子会社の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

6 保険持株会社が、銀行若しくは長期信用銀行を子会社とすることにより銀行持株会社(銀行法第二条第十三項(定義等)に規定する銀行持株会社をいう。以下この項において同じ。)若しくは長期信用銀行持株会社(長期信用銀行法第十六条の四第一項(子会社の範囲等)に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下この項において同じ。)になろうとする場合又は銀行持株会社若しくは長期信用銀行持株会社である場合には、前各項の規定を適用せず、銀行法又は長期信用銀行法の相当規定の定めるところによる。

(保険持株会社に係る業務報告書)

第二百七十一条の二十四 保険持株会社は、営業年度ごとに、当該保険持株会社及びその子会社その他の当該保険持株会社と内閣府令で定める特殊の関係のある会社(以下この款及び次款において「子会社等」という。)の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

ならない。

- 2 中間業務報告書及び業務報告書の記載事項、提出期日その他中間業務報告書及び業務報告書に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(保険持株会社等による報告又は資料の提出)

- 第二百七十一条の二十七 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、第二百二十八条第一項の規定により保険会社に対し報告又は資料の提出を求める場合において、特に必要があると認めるときは、当該保険会社を子会社とする保険持株会社、当該保険持株会社の子法人等（子会社その他当該保険持株会社がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。次項並びに次条第二項及び第四項において同じ。）又は当該保険持株会社から業務の委託を受けた者に対し、その理由を示した上で、当該保険会社の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 保険持株会社の子法人等又は当該保険持株会社から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(保険持株会社等に対する立入検査)

第二百七十一条の二十八 (略)

- 2 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、第二百二十九条第一項の規定によ

- 2 業務報告書の記載事項、提出期日その他業務報告書に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(保険持株会社等による報告又は資料の提出)

- 第二百七十一条の二十七 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、第二百二十八条第一項の規定により保険会社に対し報告又は資料の提出を求める場合において、特に必要があると認めるときは、当該保険会社を子会社とする保険持株会社又は当該保険持株会社の子会社（当該保険会社と取引するものに限る。次項において同じ。）に対し、その理由を示した上で、当該保険会社の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 保険持株会社の子会社は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(保険持株会社等に対する立入検査)

第二百七十一条の二十八 (略)

- 2 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、第二百二十九条第一項の規定によ

る保険会社に対する立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子法人等若しくは当該保険持株会社から業務の委託を受けた者の営業所その他の施設に立ち入らせ、当該保険会社に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 (略)

4 前条第二項の規定は、第二項の規定による保険持株会社の子法人等又は当該保険持株会社から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

第十二章 少額短期保険業者の特例

第一節 通則

(登録)

第二百七十二条 内閣総理大臣の登録を受けた者は、第三条第一項の規定にかかわらず、少額短期保険業を行うことができる。

2 少額短期保険業者は、小規模事業者（その収受する保険料が政令で定める基準を超えないものをいう。第二百七十二条の二十六第一項第三号において同じ。）でなければならない。

(登録申請手続)

第二百七十二条の二 前条第一項の登録を受けようとする者は、次に

る保険会社に対する立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社（当該保険会社と取引するものに限る。第四項において同じ。）の営業所その他の施設に立ち入らせ、当該保険会社に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 (略)

4 前条第二項の規定は、第二項の規定による保険持株会社の子会社に対する質問及び検査について準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 資本の額又は基金の総額

三 取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役）の氏名

四 少額短期保険業以外の業務を行うときは、その業務の内容

五 本店その他の事務所の所在地

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

一 定款

二 事業方法書

三 普通保険約款

四 保険料及び責任準備金の算出方法書

3 第四条第三項の規定は、前項の規定による同項第一号の定款の添付について準用する。

4 第二項第二号から第四号までに掲げる書類には、内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

（登録簿への登録）

第二百七十二条の三 内閣総理大臣は、第二百七十二条第一項の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を少額短期保険業者登録簿に登録し

（新設）

なければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、少額短期保険業者登録簿を公衆の縦覧に供しな
ければならない。

(登録の拒否)

第二百七十二条の四 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれか
に該当するとき、又は第二百七十二条の二第一項の登録申請書若し
くは同条第二項の添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重
要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければな
らない。

一 株式会社又は相互会社(資本の額又は基金(第五十六条の基金
償却積立金を含む。次号において同じ。)の総額が政令で定める
額以上の会社(商法特例法第一条の二第二項(定義)(第五十九
条第一項において準用する場合を含む。)に規定する大会社を除
く。)にあつては、商法特例法第二条第二項(会計監査人の監査
(第五十九条第一項において準用する場合を含む。)の定款の
定めがあるものに限る。)でない者

二 資本の額又は基金の総額が保険契約者等の保護のため必要かつ
適当なものとして政令で定める額に満たない株式会社又は相互会
社(以下この項において「株式会社等」という。)

三 純資産額が前号に規定する政令で定める額に満たない株式会社

(新設)

等

四 定款の規定が法令に適合しない株式会社等

五 第二百七十二条の二第二項第二号及び第三号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合しない株式会社等

イ 保険契約の内容が、保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること。

ロ 保険契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

ハ 保険契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。

ニ 保険契約の内容が、当該株式会社等の支払能力に照らし、過大な危険の引受けを行うものでないこと。

ホ 保険契約者等の権利義務その他保険契約の内容が、保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること。

六 第二百七十二条の二第二項第四号に掲げる書類に記載された保険料及び責任準備金の算出方法が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、保険計理人による確認が行われていない株式会社等

七 第三百三十三条若しくは第三百三十四条の規定により第三条第一項の免許を取り消され、第二百七十二条の二十六第一項若しくは第二百七十二条の二十七の規定により第二百七十二条第一項の登録を取り消され、若しくは第三百七条第一項の規定により第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消された場合又はこ

の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない株式会社等

八 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない株式会社等

九 他に行う業務が第二百七十二条の十一第二項ただし書に規定する内閣府令で定める業務以外の業務である株式会社等又は当該他に行う業務がその少額短期保険業を適正かつ確実に行うにつき支障を及ぼすおそれがあると認められる株式会社等

十 取締役、執行役又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等

イ 外国の法令上成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者と同様に取り扱われている者

ロ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）

（）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 第三百三十三条若しくは第三百三十四条の規定により第三条第一項の免許を取り消され、第二百五条若しくは第二百六条の規定

により第百八十五条第一項の免許を取り消され、第二百三十一条若しくは第二百三十二条の規定により第二百十九条第一項の免許を取り消され、第二百七十二条の二十六第一項若しくは第二百七十二条の二十七の規定により第二百七十二条第一項の登録を取り消され、若しくは第二百七条第一項の規定により第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役、執行役若しくは監査役又は日本における代表者であった者（これらに類する役職にあった者を含む。）でその取消しの日から五年を経過しない者

二 第三百七条第一項の規定により第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第三百三十三条の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役若しくは監査役、第二百五条若しくは第二百三十一条の規定により解任を命ぜられた日本における代表者、第二百七十二条の二十六第二項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役若しくは監査役又はこの法律に相当する外国の法令の規定により

解任を命ぜられた取締役、執行役若しくは監査役若しくは日本における代表者（これらに類する役職にあつた者を含む。）で、その処分を受けた日から五年を経過しない者

八 第八号に規定する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

十一 少額短期保険業を的確に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社等

十二 保険会社

2 前項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算する。

（供託）

第二百七十二条の五 少額短期保険業者は、保険契約者等の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める額の金銭を本店又は主たる事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 内閣総理大臣は、保険契約者等の保護のため必要があると認めるときは、少額短期保険業者に対し、その少額短期保険業を開始する前に、前項の政令で定める額のほか、相当と認める額の金銭の供託

（新設）

を命ずることができる。

3 少額短期保険業者は、政令で定めるところにより、当該少額短期保険業者のために所要の供託金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつてゐる金額（以下この条において「契約金額」という。）につき前二項の規定により供託する供託金の全部又は一部を供託しないことができる。

4 内閣総理大臣は、保険契約者等の保護のため必要があると認めるときは、少額短期保険業者と前項の契約を締結した者又は当該少額短期保険業者に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

5 少額短期保険業者は、第一項の規定により供託する供託金（第二項の規定により同項の金銭の供託を命ぜられた場合には、その供託金を含む。）につき供託又は第三項の契約の締結を行い、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、少額短期保険業を開始してはならない。

6 保険契約に係る保険契約者、被保険者又は保険金額を受け取るべき者は、保険契約により生じた債権に関し、当該少額短期保険業者に係る供託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

7 前項の権利の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

8 少額短期保険業者は、第六項の権利の施行その他の理由により、

供託金の額（契約金額を含む。）が第一項の政令で定める額に不足することとなったときは、内閣府令で定める日から二週間以内にその不足額につき供託又は第三項の契約の締結（第三百十九条第八号において単に「供託」という。）を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

9 第一項、第二項又は前項の規定により供託する供託金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券をもつてこれに充てることができる。

10 第一項、第二項、第四項又は第八項の規定により供託した供託金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、取り戻すことができる。

一 第二百七十二条の二十六第一項又は第二百七十二条の二十七の規定により第二百七十二条第一項の登録が取り消されたとき。

二 第二百七十二条第一項の登録が第二百七十三条第一項又は第三項の規定によりその効力を失ったとき。

11 前各項に定めるもののほか、供託金に関し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。

（少額短期保険業者責任保険契約）

第二百七十二条の六 少額短期保険業者は、政令で定めるところにより、少額短期保険業者責任保険契約を締結し、内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該契約の効力の存する間、当該契約の保険金の額に応じて前条第一項、第二項又は第八項の規定により供託する供

（新設）

託金の一部の供託又は同条第三項の契約の締結をしないことができる。

- 2| 内閣総理大臣は、保険契約者等の保護のため必要があると認めるときは、前項の少額短期保険業者責任保険契約を締結した少額短期保険業者に対し、前条第一項、第二項又は第八項の規定により供託する供託金につき供託又は同条第三項の契約の締結をしないことができる」とされた金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

- 3| 前二項に定めるもののほか、少額短期保険業者責任保険契約に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(変更の届出)

- 第二百七十二条の七 少額短期保険業者は、第二百七十二条の二第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 2| 内閣総理大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を少額短期保険業者登録簿に登録しなければならない。

(標識の揭示等)

- 第二百七十二条の八 少額短期保険業者は、事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を揭示しなければならない。

- 2| 少額短期保険業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を揭示してはならない。

(新設)

(新設)

3 少額短期保険業者に対する第七条第二項の規定の適用については、同項中「誤認されるおそれのある文字」とあるのは、「誤認されるおそれのある文字（少額短期保険業者であることを示す文字として内閣府令で定めるものを除く。）」とする。

（名義貸しの禁止）

第二百七十二条の九 少額短期保険業者は、自己の名義をもって他人に少額短期保険業を行わせてはならない。

（取締役等の兼職制限）

第二百七十二条の十 少額短期保険業者の常務に従事する取締役（委員会等設置会社等にあつては、執行役）は、他の会社の常務に従事する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認める場合を除き、これを承認しなければならない。

第二節 業務等

（業務の範囲）

第二百七十二条の十一 少額短期保険業者は、少額短期保険業及びこれに付随する業務を行うことができる。

（新設）

（新設）

（新設）

2| 少額短期保険業者は、前項の規定により行う業務のほか、他の業務を行うことができない。ただし、少額短期保険業に関連する業務として内閣府令で定める業務で、当該少額短期保険業者が少額短期保険業を適正かつ確実に行うにつき支障を及ぼすおそれがないと認められるものについて、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

3| 第二百七十二条第一項の登録の申請書に申請者が第一項の規定により行う業務以外の業務を行う旨の記載がある場合において、当該申請者がその登録を受けたときには、当該業務を行うことにつき前項ただし書の承認を受けたものとみなす。

(運用の方法)

第二百七十二条の十二 少額短期保険業者は、保険料として收受した金銭その他の資産の運用を行うには、次に掲げる方法によらなければならない。

- 一 内閣府令で定める銀行その他の金融機関への預金
- 二 国債その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券の取得
- 三 前二号に掲げる方法に準ずるものとして内閣府令で定める方法

(一の保険契約者に係る保険金額等)

第二百七十二条の十三 少額短期保険業者は、一の保険契約者について、その保険金額の合計額が政令で定める金額を超えることとなる

(新設)

(新設)